

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年12月20日

阿久根市長 西 平 良 将

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

○ 松元地区(山下字松元・藤之迫・波留字新開・桜渕)

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年12月20日

3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○中心経営体数(13名)

認定農業者：5名

認定新規就農者：0名

地域の中心的担い手：8名

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の担い手への農地集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。また、事業実施以外の農地においても、個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向である。

6 地域農業の将来のあり方

これからのお話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとて利益があるような施策を活用し農地を守っていく。